

# 市内&近隣のイベントや市民活動情報が満載,2か月分のカレンダーも便利!

NPO 法人小平市民活動ネットワーク 2018年2月10日発行

特集: フードバンク、フードドライブ活動を考える

# 連

Vol. 169



2018年3月号の発行予定は3月10日(土)  
掲載情報のメ切りは3月3日(土)です。

「連」は、毎月1,500部発行し、市内の公民館や地域センター、元気村、福祉会館、社協ボランティアセンター、市役所内、各種メディア、当NPO法人の会員、その月の情報掲載団体、過去の関係団体・個人などに配布しています。



掲載に関するお問い合わせは FAX 042-325-5784 (田原) E-mail: [info@kodaira-shimnet.jp](mailto:info@kodaira-shimnet.jp) <http://kodaira-shimnet.jp/>

NPO 法人の  
皆様

## NPO 法改正で、貸借対照表の公告が必要に!

### ～定款の変更が必要です～

平成28年6月、特定非営利活動促進法が改正され、平成30年10月1日以後に作成する貸借対照表は、毎年度、公告が必要になりました。

貸借対照表の公告方法は、次の4つのうち定款で定める方法と規定されています。

- ① 官報に掲載、② 日刊新聞紙に掲載、③ 電子公告(法人HP、内閣府NPO法人ポータルサイト)、④ 主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示

これまで、多くのNPO法人は、定款に「公告の方法」として、「法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う」などと定めていたことと思います。しかし、公告を必要とするのは法人の解散又は合併する際に債権者に対し通知する場合に限られていました。今後、貸借対照表の公告を毎年度行うとなると、掲載費用のこともあり、官報以外を選択する法人が多いのではないかと考えます。

公告方法を現行定款で規定されている方法とは違う方法とする場合には、定款の変更が必要となります。改正法の施行期日が近づく中、まだ定款変更を行っていない法人は、公告方法を検討・決定するとともに、直近の総会で定款変更を決議する必要があります。

[参考] 東京都『特定非営利活動法人ガイドブック』掲載の定款記載例 (法人HPを利用する場合)  
(公告の方法)

第〇〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

なお、経過措置として、平成30年9月30日以前に作成した貸借対照表で、直近のものについても「特定貸借対照表」として公告する必要があります。

また、改正法では、変更登記の負担軽減のため、NPO法人の登記事項から「資産の総額」が削除されます。(組合等登記令を平成30年10月1日までに改正予定)

上記以外のものを含む、本改正に関する解説は下記資料をご参照ください。(文責:長瀬)

★内閣府 共助社会づくり推進担当「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律について」(平成29年12月版) <https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/201702-kaisei-guide-fornpo2-1.pdf>

## イベント情報

急な変更の可能性や定員に達している場合もありますので、ご確認ください。

### ◆ 文化 ◆

#### うたごえ in 元気村

うたごえを通して、住民同士のふれあいが広がり、この地域に住んでよかったと思えるようになればいいなと願っています。アコーディオン伴奏付き。

【日時】 ●昼の部: 第3火曜日 13:30~15:30  
2月20日、3月20日

●夜の部: 最終月曜日 18:30~21:00  
2月26日、3月26日

【場所】 小平元気村おがわ東第2会議室(予定)

【参加費】 昼300円、夜500円

【問合せ】 村瀬 ☎090-4947-5393

